

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求上告事件
国側当事者・国

平成24年7月10日棄却・確定

(第一審・宮崎地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年9月9日判決、本資料261号-172・順号11762)

(控訴審・福岡高等裁判所宮崎支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月15日判決、本資料262号-29・順号11879)

決 定

上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	後藤 好成
被上告人	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	石村 竜太

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成24年7月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦
裁判官 田原 睦夫
裁判官 岡部 喜代子
裁判官 寺田 逸郎
裁判官 大橋 正春